

万国郵便条約

万国郵便条約

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウイーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二条3の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第二十五条4の規定の適用があることを条件として、国際郵便業務に適用される規則をこの条約で定めた。

第一部 国際郵便業務に適用される共通の規則

第一章 総則

第一条 定義

1 この条約の適用上、次の用語は、次に定義する意味を有する。

- 1.1 「普遍的な郵便業務」とは、その質を重視した郵便の役務であつて、すべての利用者が、加盟国の領域のすべての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で提供を受けるものをいう。

- 1.2 「閉袋」とは、票札を付し、かつ、封鉛又は他の方法によつて封かんされた一又は二以上の郵袋その他の容器であつて、郵便物を包有するものをいう。

- 1.3 「開袋継越し」とは、名あて国にあてて閉袋を作成することが適当でない通数又は重量の郵便物の仲介国による継越しをいう。
- 1.4 「郵便物」とは、通常郵便物、小包郵便物、郵便為替証書等郵便により差し出される個々の物を意味する包括的な用語をいう。
- 1.5 「到着料」とは、差出郵政庁が、名あて国において受領される通常郵便物の取扱いに係る費用を補償する名目で、名あて郵政庁に支払うべき補償金をいう。
- 1.6 「継越料」とは、通過国の運送機関（郵政庁若しくは郵政庁以外の団体又はその双方）が実施する閉袋の陸路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務に対する報酬をいう。
- 1.7 「到着の陸路割当料金」とは、差出郵政庁が、名あて国における小包郵便物の取扱いに係る費用を補償する名目で、名あて郵政庁に支払うべき補償金をいう。
- 1.8 「継越しの陸路割当料金」とは、通過国の運送機関（郵政庁若しくは郵政庁以外の団体又はその双方）が当該国の領域を経由する小包郵便物の送達のために実施する陸路継越し及び航空路継越しの業務に対しても支払うべき報酬をいう。

1.9 「海路割当料金」とは、小包郵便物の海路運送に参加する運送機関（郵政府若しくは郵政府以外の団体又はその双方）が実施する業務に対し支払うべき報酬をいう。

第二条 この条約への加入から生ずる義務を履行する責任を負う一又は二以上の機関の指定

1 加盟国は、郵便事業を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。また、加盟国は、郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を、大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。大会議から大会議までの間における政府機関及び正式に指定された事業体の変更は、可能な限り速やかに国際事務局に通報する。

第三条 普遍的な郵便業務

1 加盟国は、連合の单一の郵便境域という概念を強固にするため、すべての利用者が、その質を重視した郵便の役務を、加盟国の領域のすべての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で受け取ることができるように普遍的な郵便業務の提供を受ける権利を享有することを確保する。

2 1に定める目的のため、加盟国は、自国の郵便に関する法令の範囲内で又は他の通常の手段により、自

国民のニーズ及び国内事情を考慮して、関係する郵便業務の範囲を定めるとともに、その質を重視し、及び合理的な価格を設定することについての条件を定める。

3 加盟国は、普遍的な郵便業務の提供を任務とする者が、このような郵便業務の提供を可能とし、及び質に係る基準を尊重することを確保する。

4 加盟国は、普遍的な郵便業務が実行可能な方法により提供されることによつてその永続性が保障されることを確保する。

第四条 繼越しの自由

1 万国郵便連合憲章第一条に規定する継越しの自由の原則により、郵政庁は、他の郵政庁から引き渡される閉袋及び開袋通常郵便物を、いかなる場合にも、自国内で差し出される郵便物について利用する最も速達の線路によつて、かつ、最も安全な方法によつて送達する義務を負う。この原則は、誤送された郵便物及び閉袋についても適用する。

2 死滅しやすい若しくは変敗しやすい生物学上の材料又は放射性物質を包有する書状の交換に参加しない加盟国は、自国の領域を経由するこれらの書状の開袋継越しを認めないことができる。通過国である加盟

国は、通常郵便物（書状、郵便葉書及び点字郵便物を除く。）の開袋継越しを認めないことができる。このことは、印刷物（定期刊行物、雑誌等）、小形包装物及びM郵袋であつて、自国内における発行又は流布の条件を定める法令に抵触するものについても、同様とする。

3 陸路又は海路によつて送達される小包郵便物についての継越しの自由は、小包郵便業務に参加する国の領域においてのみ保障される。

4 航空小包についての継越しの自由は、連合の全境域において保障される。ただし、小包郵便業務に参加しない加盟国は、航空小包の平面路による送達を確保することを強制されない。

5 加盟国が継越しの自由に関する規定を遵守しない場合には、他の加盟国は、当該加盟国との間の郵便業務を廃止する権利を有する。

第五条 郵便物の所属、取戻し、あて名の変更又は訂正、転送及び配達不能の郵便物の差出人への

返送

1 郵便物は、差出国又は名あて国の法令及び第十五条^{2.1.1}又は3の規定が適用される場合には継越国の法令に基づいて差し押さえられた場合を除くほか、権利者に配達される時まで差出人に所属する。

2 郵便物の差出人は、郵便物を取り戻し、又はそのあて名を変更し、若しくは訂正することができる。料金その他の条件については、この条約の施行規則に定める。

3 加盟国は、配達不能の郵便物の差出人への返送及び受取人がその住所を変更した場合には郵便物の転送を確保する。料金その他の条件については、この条約の施行規則に定める。

第六条 料金

1 各種の国際郵便業務及び特別業務に関する料金は、この条約及びその施行規則に定める原則に従つて、郵政庁が定める。これらの料金は、原則として、これらの業務の提供に必要な費用と関係を有するものでなければならぬ。

2 差出郵政庁は、通常郵便物及び小包郵便物の運送に係る普通料金を定める。当該料金には、配達業務が名あて国において実施されているときは、郵便物の受取人の住所への配達の費用を含む。

3 適用する料金（連合の文書においてガイドラインの対象として定められているものを含む。）は、同様の性質（種類、数量、処理時間等）を有する郵便物につき内国制度において適用する料金を下回ってはならない。

4 郵政庁は、連合の文書においてガイドラインの対象として定められている料金を超える料金を適用することができる。

5 3に規定する料金の最低限度額以上であることを条件として、郵政庁は、その定めた料金を、自国内で差し出される通常郵便物及び小包郵便物について、自国の法令の定めるところにより引き下げて適用することができる。郵政庁は、特に、郵便物を多量に差し出す利用者に対して優遇料金を認めることができ

る。

6 連合の文書に規定する料金以外の郵便料金は、種類のいかんを問わず、利用者から徴収してはならない。

7 連合の文書に別段の定めがある場合を除くほか、郵政庁は、徴収した料金を取得する。

第七条 郵便料金の免除

1 原則

1.1 郵便料金の免除（郵便料金納付の免除）は、この条約に明文の定めのある場合に限つて行う。もつとも、この条約の施行規則は、郵政庁又は限定連合が差し出す郵便業務の事務用通常郵便物及び事務用小

包郵便物の郵便料金納付の免除並びにこれらの郵便物の継越料、到着料及び到着の割当料金の支払の免除について定めることができる。また、限定連合又は郵政庁あてに万国郵便連合国際事務局が差し出す通常郵便物及び小包郵便物は、郵便業務の事務用郵便物とみなし、郵便料金を免除する。もつとも、差出郵政庁は、当該通常郵便物及び小包郵便物について航空割増料金を徴収することができる。

2 捕虜及び抑留された文民

2.1 通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、捕虜が直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じて発受するものについては、郵便料金（航空割増料金を除く。）を免除する。中立国内に収容され、かつ、抑留されている交戦者は、この2.1の規定の適用上、捕虜とみなす。

2.2 2.1の規定は、通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じ、戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約に規定する抑留された文民にあてて他国から発出されるもの又はこれらの者が差し出すものについても適用する。

2.3 この条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関も、2.1及び2.2に規定する者に関する通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、これらの機関が直接又は仲介者として発受するものについては、郵便料金の免除の利益を享受する。

2.4 2.1から2.3までの規定により郵便料金を免除される小包郵便物の差出しは、重量五キログラムを超えないものに限り認められる。内容品を分割することのできない小包郵便物及び捕虜に分配するために収容所又は捕虜の代表者にあてた小包郵便物については、この最大限度を重量十キログラムとする。

2.5 郵政庁間の勘定の決済において、郵便業務の事務用小包及び捕虜又は抑留された文民が発受する小包については、航空小包に適用される航空運送料を除くほか、割当料金の割当てを行わない。

3 点字郵便物

3.1 点字郵便物については、航空割増料金を除くほか、郵便料金を免除する。

第八条 郵便切手

1 「郵便切手」という語は、この条約に基づいて保護されるものとし、この条及びこの条約の施行規則に定める条件を満たす切手にのみ用いられる。

2 郵便切手は、

2.1 万国郵便連合の文書に基づき、権限のある発行機関のみが発行する。郵便切手の発行には、その流通を含む。

2.2 主権の表象であり、また、

2.2.1 連合の文書に適合する郵便物にはり付ける場合には、当該郵便切手の本質的な価値に相当する料金の納付の証拠となる。

2.2.2 収集の対象として、郵政庁にとって追加の収入源となる。

2.3 料金納付又は収集のため、発行郵政庁の属する地域において通用する。

3 郵便切手は、主権の表象として、次のものを含む。

3.1 ローマ文字で記載された発行郵政庁の属する加盟国又は地域の名称

3.1.1 発行郵政庁の属する加盟国の正式な紋章（任意とする。）

3.1.2 原則として、ローマ文字又はアラビア数字で記載された額面

3.1.3 ローマ文字又は他の文字で記載された「郵便」という表示（任意とする。）

4 郵便切手に描かれた国の紋章、監督用の公の記号及び政府間機関の記章は、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づいて保護される。

5 郵便切手の主題及び意匠は、

5.1 万国郵便連合憲章前文及び連合の機関が行う決定の精神に従う。

5.2 発行郵政庁の属する国の文化的同一性と緊密な関係を有し、又は文化の普及若しくは平和の維持に貢献するものとする。

5.3 発行郵政庁の属する国又は地域において、外国の重要人物又は出来事を記念する場合には、当該国又は地域と緊密な関係を有するものとする。

5.4 政治的性質又は個人若しくは国を侮辱する性質を有してはならない。

5.5 発行郵政庁の属する国又は発行郵政庁にとつて重要な意味を有するものとする。

6 郵便切手は、知的財産権の対象を内容とする場合には、次のものを含むことができる。

6.1 発行郵政庁が、関係する知的財産権を使用する権利を有することを表示するもの（例えば次に掲げる
もの）

著作権（著作権の略号©を付し、著作権者を表示し、及び著作物の発行年を記載したもの）

6.1.2 発行郵政庁の属する加盟国の領域において登録された商標（商標名の後に登録された商標の略号®を付したもの）

6.2 芸術家の氏名

6.3 印刷業者の名称

7 万国郵便連合の文書に定める郵便料金納付の印影、料金計器による印影及び印刷機その他の押印機器による印影は、郵政庁が認める場合にのみ使用することができる。

第九条 郵便業務の保障

1 加盟国は、郵便業務に対する一般公衆の信頼を維持し、及び高めるため、並びにすべての関係取扱者のため、郵便業務のすべての段階における業務の保障に関する活動の戦略を採用し、及び実行する。この戦略には、加盟国間の閉袋の運送及び継越しについての確実性及び業務の保障の維持に関する情報の交換を含む。

第十条 環境

加盟国は、郵便業務のすべての段階における環境に関する活動の戦略を採用し、及び実行し、並びに郵便業務の範囲内で環境問題に関する周知を図る。

第十一条 違反行為

1 郵便物

1.1 加盟国は、次の行為を防止するため並びに次の行為を行つた者を訴追し、及び処罰するために必要なすべての措置をとることを約束する。

1.1.1 麻薬、向精神薬及び爆発性又は発火性の物質その他危険性のある物質を郵便物に入れること。ただし、この条約がこれらの物質を郵便物に入れるなどを明示的に認めている場合は、この限りでない。

1.1.2 小児性愛又は児童ポルノの性質を有する物品を郵便物に入れること。

2 郵便料金納付及びその手段

2.1 加盟国は、次に掲げる郵便料金納付の手段に関する違反行為を防止し、抑圧し、及び処罰するために必要なすべての措置をとることを約束する。

2.1.1 通用中の又は通用が廃止された郵便切手

郵便料金納付の印影

料金計器又は印刷機による印影

国際返信切手券

2.2

この条約の適用上、郵便料金納付の手段に関する違反行為とは、自己又は第三者のために不当な利を得ることを意図して行われた行為であつて次に掲げるものをいうものとし、これらの行為は、処罰される。

2.2.1 郵便料金納付の手段を変造し、模造し、若しくは偽造する行為又は郵便料金納付の手段の不正な製造に係る不法な行為

2.2.2 変造され、模造され、又は偽造された郵便料金納付の手段を使用し、流布し、販売し、配布し、頒布し、輸送し、展示し、又は広告する行為

2.2.3 既に使用した郵便料金納付の手段を郵便目的で使用し、又は流布する行為

2.2.4 これらの違反行為の未遂

3.1 処罰については、関係する郵便料金納付の手段が国内のものであるか外国のものであるかを問わず、
2に規定する行為の間に差別を設けてはならない。この規定は、法令上又は条約上の相互主義について
の規定の対象とならない。

第二部 通常郵便及び小包郵便に適用される規則

第一章 業務の提供

第十二条 基礎業務

1 加盟国は、通常郵便物の引受け、取扱い、運送及び配達を確保する。

2 通常郵便物とは、次のものをいう。

2.1 重量二キログラムまでの優先郵便物及び非優先郵便物

2.2 重量二キログラムまでの書状、郵便葉書、印刷物及び小形包装物

2.3 重量七キログラムまでの点字郵便物

2.4 重量三十キログラムまでの同一名あて地の同一受取人あてた新聞紙、定期刊行物、書籍その他これらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋

- 3 通常郵便物は、通常郵便に関する施行規則に従つて、郵便物の取扱速度又は郵便物の内容品により分類される。
- 4 2に定める重量制限を超える重量制限は、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従つて、特定の種類の通常郵便物について任意に適用する。
- 5 加盟国は、この条約の定めるところにより、又は自国が発送する小包の場合においては二国間の取決めを行つた後に利用者に一層有利な他の方法により、重量二十キログラムまでの小包郵便物の引受け、取扱い、運送及び配達を確保する。
- 6 重量二十キログラムを超える重量制限は、小包郵便に関する施行規則に定める条件に従つて、特定の種類の小包郵便について任意に適用する。
- 7 その郵政庁が小包の運送を行つていない国は、運送企業にこの条約の規定を実施させることができる。このような国は、小包郵便業務を、運送企業によつて運送が行われる地域から発出し、又は当該地域にてた小包に限定することができる。
- 8 5の規定にかかわらず、二千一年一月一日前に小包郵便物に関する約定の締約国でなかつた国は、小包

郵便業務を提供する義務を負わない。

第十三条 追加の業務

1 加盟国は、次の義務的なかつ追加の業務を確保する。

1.1 自国から発送する航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る書留郵便業務

1.2 優先通常郵便物又は航空通常郵便物に係る郵便業務を提供していない名あて国に対して自国から発送する非優先通常郵便物及び平面路通常郵便物に係る書留郵便業務

1.3 自国あてのすべての通常郵便物に係る書留郵便業務

2 優先通常郵便物又は航空通常郵便物に係る郵便業務を提供している名あて国に対しても加盟国から発送する非優先通常郵便物及び平面路通常郵便物に係る書留郵便業務の提供は、任意とする。

3 加盟国は、次の追加の業務を提供することを取り決めた郵政庁の間において当該業務を任意のものとして確保することができる。

3.1 通常郵便物及び小包郵便物に係る保険付郵便業務

3.2 通常郵便物に係る配達記録郵便業務

- 3.3 通常郵便物及び小包郵便物に係る代金引換郵便業務
- 3.4 通常郵便物及び小包郵便物に係る速達業務
- 3.5 書留通常郵便物、配達記録通常郵便物及び保険付通常郵便物に係る受取人本人への手交業務
- 3.6 通常郵便物及び小包郵便物に係る料金・課金別納郵便業務
- 3.7 壊れやすい小包及び取扱い困難な小包に係る業務
- 3.8 一の差出人から外国にあって多量に差し出される小包の発送業務
- 4 次の三の追加の業務は、義務的側面及び任意的側面のいずれも有する。
- 4.1 基本的に任意である国際郵便料金受取人払業務。もつとも、同業務の返信に係る業務については、すべての郵政庁がこれを確保する義務を負う。
- 4.2 国際返信切手券業務。国際返信切手券は、すべての加盟国において引き換えることができる。ただし、その販売は、任意とする。
- 4.3 書留通常郵便物、配達記録通常郵便物、小包及び保険付郵便物の受取通知。すべての郵政庁は、自國あてのこれらの郵便物の受取通知を受理する。ただし、自國から発送するこれらの郵便物の受取通知に

係る業務の提供は、任意とする。

5 1から4までの業務及びこれらの業務に係る料金については、この条約の施行規則に定める。

6 郵政庁は、内国制度において次の業務について特別料金を徴収する場合には、この条約の施行規則に定める条件に従い、国際郵便物について、内国制度における料金と同額の料金を徴収することができる。

- 6.1 重量五百グラムを超える小形包装物についての配達
- 6.2 通常郵便物の締切時刻後の差出し
- 6.3 郵便物の窓口通常取扱時間外の差出し
- 6.4 差出人の住所からの取集
- 6.5 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の交付
- 6.6 留置
- 6.7 重量五百グラムを超える通常郵便物の保管及び小包郵便物の保管
- 6.8 到着通知書への回答としての小包の配達
- 6.9 不可抗力による危険に対する負担

第十四条 電子郵便業務、EMS業務、統合された物流管理業務及び新規業務

1 郵政庁は、相互間でこの条約の施行規則に定める次の業務に参加することを取り決めることができる。

1.1 情報の電子的送信による業務である電子郵便業務

1.2 書類及び物品用の郵便急送業務であり、かつ、物理的手段による郵便業務のうち最も迅速なものであるEMS業務。郵政庁は、EMS標準に関する多数国間の取決め又は二国間の合意に基づくこの業務を提供することができる。

1.3 利用者の物流管理に関する要求に十分応じ、かつ、物品及び書類の物理的な送達の前後の段階を含む統合された物流管理業務

1.4 一又は二以上の当事者に関する事実及び受け付けた日時を特定の様式で電子的に証拠となる方法により証明する電子郵便認証

2 郵政庁は、合意により、連合の文書に明文の定めのない新規業務を創設することができる。新規業務に関する料金は、関係各郵政庁が当該新規業務の運用に係る費用を参酌して定める。

第十五条 引き受けられない郵便物及び禁制

1 総則

1.1 この条約及びその施行規則に定める条件を満たさない郵便物は、引き受けない。詐欺行為を意図して又は支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出された郵便物は、引き受けない。

1.2 この条に規定する禁制の例外は、この条約の施行規則に定める。

1.3 すべての郵政庁は、この条に規定する禁制の範囲を拡大することができるものとし、また、適切な通報類集にその禁制を記載した後、直ちに適用することができる。

2 いづれの種類の郵便物にも入れてはならないもの

2.1 次の物品は、いづれの種類の郵便物にも入れてはならない。

2.1.1 麻薬及び向精神薬

2.1.2 わいせつな又は不道徳な物品

2.1.3 名あて国において輸入又は流布が禁止されている物品

2.1.4 その性質上又はその包装のために、取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし、又は他の郵便物、郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し、若しくは損傷するおそれのある物品

2.1.5 私的性質を有する書類であつて、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの

3

爆発性又は発火性の物質、放射性物質その他危険性のある物質

3.1 爆発性又は発火性の物質その他危険性のある物質及び放射性物質は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。

3.2 次の材料及び物質は、例外的に引き受ける。

3.2.1 次条1に規定する放射性物質であつて通常郵便物又は小包郵便物により差し出されるもの

3.2.2 次条2に規定する生物学上の材料であつて通常郵便物により差し出されるもの

4 生きた動物

4.1 生きた動物は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。

4.2 次の動物は、例外的に、保険付郵便物を除く通常郵便物に入れることができる。

4.2.1 みつばち、水ひる及び蚕

4.2.2 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であつて、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交

換するもの

4.2.3 生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであつて公認の施設の間で交換されるもの

4.3 次の動物は、例外的に小包に入れることができる。

4.3.1 生きた動物。ただし、生きた動物の郵便による運送が関係国の郵便規則により認められる場合に限る。

5 小包郵便物への通信文の包有

5.1 次のものは、小包郵便物に入れてはならない。

5.1.1 私的性質を有する書類

5.1.2 すべての種類の通常郵便物であつて、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの

6 硬貨、銀行券その他の貴重品

6.1 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金

又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、次の郵便物に入れてはならない。

6.1.1 保険付通常郵便物以外の通常郵便物

6.1.1.1 ただし、差出国及び名あて国の法令上認められる場合には、これらの物品を封筒に納め封かんの上、書留郵便物として発送することができる。

6.1.2 保険付小包以外の小包。ただし、差出国及び名あて国の法令上認められる場合は、この限りでない。

6.1.3 保険付小包以外の小包であつて保険付小包業務を行う二国間で交換されるもの

6.1.3.1 さらに、郵政庁は、保険付小包であるか否かを問わず、自国の領域から発送され、若しくは自国の領域に到着する小包又は自国の領域を経由して開袋で継ぎ越される小包に金の地金を入れることを禁止し、及びこのような小包の内容品を一定の実価以下のものに限定することができる。

7 印刷物及び点字郵便物

7.1 印刷物及び点字郵便物については、次のことを行つてはならない。

7.1.1 通信文の要素の記載をすること及びこのような要素を有する書類を包有すること。

7.1.2 消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は有価証券を包有すること。

ただし、郵便物が、その返信のため、郵便物の差出人又は差出国若しくは名あて国におけるその代理人の住所が印刷され、かつ、郵便料金が前納されている郵便葉書、封筒又は帶紙を同封する場合を除く。

8 誤つて引き受けられた郵便物の取扱い

8.1 誤つて引き受けられた郵便物の取扱いについては、この条約の施行規則に定める。ただし、2.1.1、2.1.2及び3.1に規定する物品を包有する郵便物は、いかなる場合にも、名あて地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。2.1.1及び3.1に規定する物品が継越しの際に郵便物の中から発見された場合には、この郵便物は、継越国の国内法令に従つて取り扱われる。

第十六条 引き受けられる放射性物質及び生物学上の材料

1 放射性物質は、次の条件を満たす場合に限り、放射性物質を包有する郵便物を相互に又は一方的に受領することについて同意を表明した郵政庁の間において、通常郵便物及び小包郵便物に入れることができる。

- 1.1 放射性物質は、この条約の施行規則の定めるところにより包装される。
 - 1.2 放射性物質は、通常郵便物によつて差し出されるときは、優先郵便物又は書状の料金が適用されるものとし、また、書留とされるものとする。
 - 1.3 放射性物質を包有する通常郵便物又は小包郵便物は、最も速達の線路（通常の場合には、所要の航空割増料金の納付を条件として、航空路）によつて送達される。
 - 1.4 放射性物質は、正式に認められた差出人のみが差し出すことができる。
- 2 生物学上の材料は、次の条件を満たす場合には、通常郵便物に入れることがある。
 - 2.1 死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料並びに伝染性物質及びその冷却のための固形二酸化炭素（ドライアイス）については、適格性のある公認の研究所の間で交換する場合にのみ郵便により送達することができる。これらの危険物品は、国内法令、国際民間航空機関（I C A O）の有効な「技術に関する説明書」及び国際航空運送協会（I A T A）の「危険物に関する規則」に従うことを条件として、航空路による送達のために郵便物の中に入れることができる。
 - 2.2 通常郵便に関する施行規則の定めるところにより包装された死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上

の材料及び伝染性物質については、優先郵便物又は書留書状の料金を適用する。これらの材料又は物質を包有する郵便物の取扱いについては、追加の料金の納付を課することができます。

2.3 死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料及び伝染性物質を包有する郵便物の差出しは、当該郵便物を相互に又は一方的に受領することについて同意を表明した郵政庁の属する加盟国との間における交換のための差出しに限つて認められる。

2.4 2.3に規定する郵便物は、最も速達の線路（通常の場合には、所要の航空割増料金の納付を条件として、航空路）によつて送達され、優先して配達される。

第十七条 調査請求

1 郵政庁は、調査請求が、郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に提出されることを条件として、自国の郵政庁又は他の郵政庁の業務として取り扱つた郵便物に関する調査請求を受理する義務を負う。六箇月という期間は、請求者が郵政庁に調査請求を行うまでの期間をいい、郵政庁間の調査請求の送达の期間を含まない。

1.1 もつとも、普通通常郵便物の未受領に関する調査請求の受理は、義務的でない。したがつて、普通通

常郵便物の未受領に関する調査請求を受理する郵政庁は、当該郵便物の調査を配達不能の郵便物に係る業務に限定することができる。

2 調査請求は、この条約の施行規則に定める条件に従つて認められる。

3 調査請求の料金は、無料とする。ただし、EMS業務による調査請求の送達を請求された場合には、追加の費用は、原則として請求者が負担する。

第十八条 税関検査及び関税その他の課金

1 差出国の郵政庁及び名あて国の郵政庁は、自国の法令の定めるところにより、郵便物を税関検査に付することができる。

2 税関検査に付される郵便物に対しでは、この条約の施行規則に定める額を基準とする通関料を郵便料金として課することができます。この通関料は、関税その他同様の性質を有する課金を課された郵便物の通関についてのみ徴収される。

3 利用者のために郵便物の通関手続を代行することについて許可を得た郵政庁は、業務の実際の費用に基づく料金を利用者から徴収することができる。

4 郵政庁は、関税その他のすべての課金を郵便物の差出人又は受取人から徴収することができる。

第十九条 軍隊との閉袋の交換

1 通常郵便物の閉袋は、次の者の間で、他国の陸運業務、海運業務又は航空業務の仲介によつて交換することができる。

- 1.1 加盟国の郵便局と国際連合の用に供される軍隊の指揮官との間
- 1.2 國際連合の用に供される軍隊の指揮官との間

- 1.3 加盟国の郵便局と国外にある当該加盟国の艦隊、航空隊、陸上部隊、軍艦又は軍用機の指揮官との間

- 1.4 同一国の艦隊、航空隊、陸上部隊、軍艦又は軍用機の指揮官との間

2 1の閉袋に納める通常郵便物は、閉袋があてられ、若しくは閉袋を発送する軍隊の構成員又は閉袋があてられ、若しくは閉袋を発送する軍艦若しくは軍用機の将校若しくは乗組員が発受するものに限られる。

当該通常郵便物に適用する料金及び送達の条件については、軍隊を提供した国又は軍艦若しくは軍用機の所属している国の郵政庁が自己の規則に従つて定める。

3 軍隊を提供した国又は軍艦若しくは軍用機の所属している国の郵政庁は、特別の合意がない限り、関係

郵政庁に対し、閉袋の継越料、到着料及び航空運送料を支払う義務を負う。

第二十条 業務の質に関する基準及び目標

- 1 郵政庁は、自国あての通常郵便物及び小包郵便物の配達に関する基準及び目標を定め、公表する。
- 2 1の基準及び目標については、通関に通常要する時間を考慮に入れるものとし、内国業務の相当する郵便物について適用される時間よりも不利なものとしてはならない。
- 3 差出郵政庁は、優先郵便物及び航空通常郵便物並びに平面路小包郵便物その他の小包郵便物の差出から配達までの間の基準を定め、公表する。
- 4 郵政庁は、業務の質に関する基準の適用について評価する。

第二章 責任

第二十一条 郵政庁の責任及び賠償金

1 総則

- 1.1 次条に規定する場合を除くほか、郵政庁は、次の事項について責任を負う。
 - 1.1.1 書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に関しては、これらの郵便物の亡失、盗取又は損傷

1.1.2 配達記録郵便物に関しては、その亡失

1.1.3 配達不能の理由が示されていない小包に関しては、その返送

1.2 郵政庁は、1.1.1 及び 1.1.2 に規定する郵便物以外の郵便物については、責任を負わない。

1.3 郵政庁は、この条約に定めのない場合については、責任を負わない。

1.4 書留郵便物、普通小包若しくは保険付郵便物の亡失又はこれらの郵便物の内容品の全面的損傷が不可抗力によるものであるために賠償金が支払われない場合には、差出人は、納付した料金（保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。

1.5 支払うべき賠償金の額は、通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則に定める額を超えることができない。

1.6 責任を負う場合には、間接の損害及び実現されなかつた利益については、支払うべき賠償金の額の計算に当たつては、考慮しない。

1.7 郵政庁の責任に関するすべての規定は、厳密であり、義務的であり、かつ、網羅的なものとする。郵政庁は、いかなる場合（重大な過失があつた場合を含む。）においても、この条約及びその施行規則に

定める限度を超える責任を負わない。

2 書留郵便物

2.1 差出人は、書留郵便物の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷の場合には、通常郵便に関する施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、郵政庁は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係郵政庁から償還を受けることができる。

2.2 差出人は、書留郵便物の内容品の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。

3 配達記録郵便物

3.1 差出人は、配達記録郵便物の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷の場合には、納付した料金のみの還付を請求する権利を有する。

4 普通小包

4.1 差出人は、普通小包の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷の場合には、小包郵便に

関する施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が、同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、郵政庁は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係郵政庁から償還を受けることができる。

4.2 差出人は、普通小包の内容品の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。

4.3 郵政庁は、小包の重量のいかんを問わず小包一個ごとに、小包郵便に関する施行規則に定める額を相互に適用することを取り決めることができる。

5 保険付郵便物

5.1 差出人は、保険付郵便物の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷の場合には、原則として、保険金額の特別引出権（S D R）による額に相当する賠償金を請求する権利を有する。

5.2 差出人は、保険付郵便物の内容品の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。賠償金の額は、いかなる場合にも、保険金額の S D R による額を超えることができない。

6 4及び5の規定が適用される場合には、賠償金は、郵便物の運送が引き受けられた場所及び時期における当該郵便物の内容品と同種の物品のSDRに換算した時価を基礎として計算する。時価がない場合には、賠償金は、当該場所及び時期において評価される当該同種の物品の通常の価値を基礎として計算する。

7 書留郵便物、普通小包若しくは保険付郵便物の亡失又はこれらの郵便物の内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷について賠償金が支払われる場合には、差出人又は場合により受取人は、納付した料金及び課金（書留料及び保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。受取人が不良状態を理由として受取を拒絶した書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に関しても、当該不良状態が郵便業務によつて生じ、当該郵便業務が当該不良状態について責任を負う場合には、同様とする。

8 内容品が盗取され、又は損傷した書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物が配達された後は、2、4及び5の規定にかかわらず、受取人が賠償金を請求する権利を有する。

9 差出郵政庁は、自国の差出人に対し、書留郵便物及び普通小包について自国の法令に定める賠償金を、その額が^{2.1}及び^{4.1}に規定する賠償金の額を下回らないことを条件として、支払うことができる。名あて郵

政府が受取人に対し賠償金を支払う場合についても、同様とする。ただし、次の事項については、2.1及び4.1に規定する額を適用する。

9.1 責任郵政庁に対する求償

9.2 差出人の権利の受取人のための放棄又は受取人の権利の差出人のための放棄

10 二国間の合意がある場合を除くほか、この条の規定については、郵政庁に対する賠償金の支払に関するいかなる留保も付することができない。

第二十二条 郵政庁の免責

1 郵政庁は、書留郵便物、配達記録郵便物、小包又は保険付郵便物であつて、これらと同種の郵便物について自己の規則に定める条件に従つて配達したものについては、責任を負わない。ただし、次の場合には、責任を負う。

- 1.1 内容品の盗取又は損傷が配達の前に又は配達の際に確認された場合
- 1.2 郵政庁の規則により認められる場合において、内容品が盗取され、又は損傷した郵便物の配達を受ける際に受取人（差出元への返送の場合にあつては差出人）が留保を付したとき。

1.3 郵政庁の規則により認められる場合において、書留郵便物が郵便受箱に配達された後、受取人が当該書留郵便物を受領していないことを申し出たとき。

1.4 受取人（差出元への返送の場合にあつては差出人）が、小包又は保険付郵便物を正規に受領した場合においても、当該小包又は保険付郵便物を配達した郵政庁に対し損害を発見した旨を遅滞なく申し出で、内容品の盗取又は損傷が配達の後に生じたものでないことを立証したとき。「遅滞なく」の語は、国内法令に従つて解釈する。

2 郵政庁は、次の場合には、責任を負わない。

2.1 第十三条^{6,9}の規定が適用される場合を除くほか、不可抗力による場合

2.2 郵政庁の責任に関して別段の証拠がなく、かつ、郵政庁が不可抗力による業務書類の損傷のために郵便物について説明することができない場合

2.3 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合

2.4 郵便物が第十五条の禁制に抵触する場合

2.5 郵便物が名あて国の法令に基づいて差し押さえられた場合にその旨を名あて国の郵政庁が通報したと

き。

2.6 保険付郵便物につき、内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記がされている場合

2.7 差出人が郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に調査請求を行わなかつた場合

2.8 捕虜又は抑留された文民が発受する小包である場合

2.9 差出人が、賠償金を受け取る目的で不正な意図をもつて行動した疑いがある場合

3 郵政庁は、税関への申告の内容（形式のいかんを問わない。）について、及び税関検査に付される郵便物の検査の際に税関の行つた決定について、いかなる責任も負わない。

第二十三条 差出人の責任

1 郵便物の差出人は、運送を認められない物品の差出しにより、又は郵便物の引受条件を遵守しなかつたことにより、郵便の取扱者が被つた身体の傷害並びに他の郵便物及び郵便設備に与えたすべての損害について責任を負う。

2 差出人は、他の郵便物に損害を与えた場合には、損傷した郵便物に対し郵政庁が負う責任の限度まで責任を負う。

3 差出人は、差出局が1に規定する損害を与えた郵便物を引き受けた場合においても、責任を負う。

4 差出人は、郵便物の引受条件を遵守していた場合には、その引受け後の郵便物の取扱いにおいて郵政庁又は運送事業者に過失又は怠慢があつたときに限り、責任を負わない。

第二十四条 賠償金の支払

1 賠償金の支払並びに料金及び課金の還付の義務は、差出郵政庁又は場合により名あて郵政庁が負う。

この場合において、責任郵政庁に対する求償権は、害されない。

2 差出人は賠償金を請求する権利を受取人のために放棄することができるものとし、受取人は自己の権利を差出人のために放棄することができる。差出人又は受取人は、自国の法令上認められる場合には、第三者に対し賠償金の受取を認めることができる。

第二十五条 差出人又は受取人からの賠償金の回収

1 亡失したものと認められた書留郵便物、小包又は保険付郵便物（このような郵便物の内容品の一部を含む。）が賠償金の支払の後に発見された場合には、差出人又は場合により受取人に対し、当該郵便物は三箇月間保管され、支払われた賠償金の返付と引換えに当該郵便物を受け取ることができる旨を通知し、同

時に、当該郵便物を交付すべき者について照会する。差出人が受取を拒絶し、又は所定の期間内に回答を行わなかつた場合にあつては受取人に対し、受取人が受取を拒絶し、又は所定の期間内に回答を行わなかつた場合にあつては差出人に対する同様の措置をとる。この場合において、回答のための期間は、同一とする。

2 差出人及び受取人が、郵便物を受け取ることを放棄した場合又は1に定める期間内に回答を行わなかつた場合には、当該郵便物は、損害を負担した郵政庁の所有に帰する。

3 保険付郵便物が賠償金の支払の後に発見され、かつ、その内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価額のものであると認定された場合には、差出人又は場合により受取人は、当該保険付郵便物の交付を受けることと引換えに当該支払われた賠償金を返付する。ただし、このことにより保険金額の詐欺表記に対する措置をとることが妨げられるものではない。

第二十六条 責任に関する留保について適用される相互主義

1 第二十二条から前条までの規定にかかわらず、責任に対して賠償金を支払わない権利を留保するすべての加盟国は、これらの条の規定に従つて責任を引き受けることを認める他の加盟国から当該責任に対して

の賠償金を受け取る権利を有しない。

第三章 通常郵便に関する特別規定

第二十七条 外国における通常郵便物の差出し

1 いづれの加盟国も、その領域内に居住する差出人が外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるために当該外国において差し出し、又は差し出させる通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。

2 1の規定は、差出人の居住国において準備された後に国境を越えて搬出された通常郵便物又は外国において作成された通常郵便物のいづれについても、区別なく適用する。

3 名あて郵政庁は、差出人に対し又は差出人から徴収することができない場合には差出郵政庁に対し、内国料金の支払を請求する権利を有する。名あて郵政庁が定めた期間内に、差出人及び差出郵政庁のいづれもがこの内国料金の支払を承諾しない場合には、名あて郵政庁は、1及び2に規定する通常郵便物を、差出郵政庁に返送し（この場合において当該名あて郵政庁は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。）、又は自国の法令に従つて取り扱うことができる。

4 いづれの加盟国も、差出人が居住国以外の国において多量に差し出し、又は差し出させる通常郵便物に

ついて受領する到着料の額が、当該通常郵便物が差出人の居住国において差し出された場合に受領したであらう額を下回るときは、当該通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。名あて郵政庁は、その負担する費用に相当する報酬を差出郵政庁に請求する権利を有する。この場合において、この報酬は、同様の郵便物に適用される内国料金の八十パーセントの額又は郵便物一通当たり〇・一四 SDR にその重量一キログラムごとに一 SDR を加えた額のいづれか高い方を超えてはならない。名あて郵政庁が定めた期間内に、差出郵政庁が請求された報酬の支払を承諾しない場合には、名あて郵政庁は、当該通常郵便物を、差出郵政庁に返送し（この場合において当該名あて郵政庁は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。）、又は自国の法令に従つて取り扱うことができる。

第三部 補償金

第一章 通常郵便に関する特別規定

第二十八条 到着料についての総則

1 この条約の施行規則に定める免除の規定が適用される場合を除くほか、他のいづれかの郵政庁から通常

郵便物を受領した郵政庁は、受領した国際郵便物に係る費用に対する補償金を差出郵政庁から受け取る権利を有する。

2 到着料に関する規定の適用のため、大会議の決議C一一／二〇〇四により大会議が作成した表に従い、すべての郵政庁は、目標制度に参加している国及び地域の郵政庁又は移行制度に参加している国及び地域の郵政庁のいずれかに分類される。到着料に関する規定において「国」とは、国及び地域をいう。

3 到着料の支払に関するこの条約の規定は、各國ごとの固有の要素を考慮した補償方式に移行するまでの暫定的な措置について定めるものである。

4 内国制度の利用

4.1 各郵政庁は、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により他の郵政庁が利用することができるようとする。

4.2 差出郵政庁は、目標制度に参加している国の名あて郵政庁に対し、同様の場合においては、同様の郵便物について当該名あて郵政庁が国内の利用者のために定める条件と同一の条件を適用するよう要請することができる。

4.3 移行制度に参加している国の郵政庁は、4.1に規定する条件による利用を承認するか否かを示さなければならない。

4.3.1 移行制度に参加している国の郵政庁が内国制度において定める条件による利用を承認することを表明するときは、その承認は、すべての連合加盟国の郵政庁に差別なく及ぶものとする。

4.4 名あて郵政庁は、内国制度の利用条件が差出郵政庁によつて満たされているか否かを決定する。

5 大量郵便物の到着料率は、到着料に関する二国間又は多数国間の取決めにおいて名あて郵政庁によつて適用される最も有利な料率を超えてはならない。名あて郵政庁は、差出郵政庁が利用条件を満たしているか否かを判断する。

6 到着料は、名あて国における業務の質に係る達成度に基づくものとする。郵便業務理事会は、監視システムに参加することを奨励し、及び業務の質に関する目標を達成した郵政庁に報いるため、次条及び第三十条に定める補償金に加えて追加の補償金の支払を認めることができる。また、同理事会は、業務の質が不十分な場合には、補償金を減額することができる。ただし、補償金は、これらの条に定める最低の補償金を下回ることはできない。

7 郵政庁は、1に規定する補償金の全部又は一部を放棄することができる。

8 関係郵政庁は、二国間又は多数国間の合意により、到着料の勘定の決済につきその他の補償方式を適用することができる。

第二十九条 目標制度に参加している国との間における交換に適用される到着料についての規定

1 通常郵便物（大量郵便物を含み、M郵袋を除く。）の補償金は、名あて国における取扱いの費用を反映した一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。当該費用は、内国料金と関係を有するものでなければならない。この料率の計算については、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従つて行う。

2 一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率は、内国制度における二十グラムの優先書状の料金に次の率を乗じて得られた料率とする。

- 2.1 二千六年については、六十一・パーセント
- 2.2 二千七年については、六十四・パーセント
- 2.3 二千八年については、六十六・パーセント

2.4 二千九年については、六十八パーセント

3 一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率は、次の料率を超えてはならない。

- 3.1 二千六年については、一通当たり〇・一二二六 SDR 及び重量一キログラムにつき一・七六八 SDR
- 3.2 二千七年については、一通当たり〇・一三三一 SDR 及び重量一キログラムにつき一・八一二 SDR
- 3.3 二千八年については、一通当たり〇・一三七 SDR 及び重量一キログラムにつき一・八五八 SDR
- 3.4 二千九年については、一通当たり〇・一四三 SDR 及び重量一キログラムにつき一・九〇四 SDR
- 4 二千六年から二千九年までの期間について適用する料率は、一通当たり〇・一四七 SDR 及び重量一キログラムにつき一・四九一 SDR を下回るものであってはならない。料率の引上げが関係国の内国制度における二十グラムの優先書状の料金の百パーセントを超えないことを条件として、最低の料率は、次の料率とする。

- 4.1 二千六年については、一通当たり〇・一五一 SDR 及び重量一キログラムにつき一・五三六 SDR
- 4.2 二千七年については、一通当たり〇・一五四 SDR 及び重量一キログラムにつき一・五六六 SDR
- 4.3 二千八年については、一通当たり〇・一五八 SDR 及び重量一キログラムにつき一・五九八 SDR

4.4 一千九年については、一通当たり〇・一六一 SDR 及び重量一キログラムにつき一・六三〇 SDR

5 M郵袋について適用する料率は、その重量一キログラムにつき〇・七九三 SDRとする。

5.1 重量が五キログラム未満のM郵袋については、到着料の計算においては重量五キログラムとみなす。

6 書留郵便物一通当たりの追加の補償金は〇・五 SDR とし、保険付通常郵便物一通当たりの追加の補償金は一 SDR とする。

7 目標制度に参加している国間で適用される規定は、目標制度に参加することを希望する移行制度に参加している国について適用する。郵便業務理事会は、通常郵便に関する施行規則において移行するまでの暫定的な措置を定めることができる。

8 二国間の合意がある場合を除くほか、この条の規定については、いかなる留保も付することができるない。

第三十条 移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国との間における郵

便物の流れに関し適用される到着料についての規定

1.1 通常郵便物（M郵袋を除く。）について適用する料率は、一通当たり〇・一四七 SDR 及び重量一キログラムにつき一・四九一 SDRとする。

1.1.1 年間総重量が百トンを下回る郵便物の流れについて適用する料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数である十五・二一通に基づき、重量一キログラムにつき三・七二七 SDRとする。

1.1.2 年間総重量が百トンを上回る郵便物の流れについて適用する料率は、名あて郵政庁及び差出郵政庁のいずれも当該郵便物の流れについて郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の実際の通数に基づき料率の変更を請求しない場合には、重量一キログラムにつき三・七二七 SDRとする。この料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の実際の通数が十三通から十七通までの場合についても適用する。

1.1.3 関係郵政庁のいずれか一方が、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の実際の通数に基づく料率の適用を請求する場合には、当該郵便物の流れについて適用する料率は、通常郵便に関する施行規則に定める料率の変更に従つて計算する。

1.1.4 に定める料率を引き下げるための料率の変更は、移行制度に参加している国が目標制度に参加している国に対して料率の変更を請求しない限り、目標制度に参加している国が移行制度に参加している国に対しても行うことができない。

1.2 M郵袋について適用する料率は、その重量一キログラムにつき〇・七九三SDRとする。

1.2.1 重量が五キログラム未満のM郵袋については、到着料の計算においては重量五キログラムとみなす。

1.3 書留郵便物一通当たりの追加の補償金は〇・五SDRとし、保険付通常郵便物一通当たりの追加の補償金は一SDRとする。

2 補償方式の調和

2.1 目標制度に参加している国名の名前で郵政庁は、年間総重量が五十トンを超える郵便物を受領する場合において、自己が受領した郵便物の年間総重量が通常郵便に関する施行規則に定める条件に従つて計算される限界値を超えていることを確認するときは、料率の変更を適用していないことを条件として、この限界値を超える郵便物について、前条に定める補償方式を適用することができる。

2.2 移行制度に参加している国の郵政庁は、移行制度に参加している他の国から年間総重量が五十トンを超える郵便物を受領する場合において、自己が受領した郵便物の年間総重量が通常郵便に関する施行規則に定める条件に従つて計算される限界値を超えていることを確認するときは、料率の変更を適用していないことを条件として、この限界値を超える郵便物について、次条に定める追加の補償金を適用することができる。

3 大量郵便物

3.1 目標制度に参加している国への大量郵便物の補償金は、前条に規定する一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。

3.2 移行制度に参加している国の郵政庁は、受領した大量郵便物について、一通当たり〇・一四七SDR及び重量一キログラムにつき一・四九一SDRの補償金を請求することができる。

4 二国間の合意がある場合を除くほか、この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第三十一条 業務の質を改善するための基金

1　国際連合経済社会理事会により後発開発途上国に分類された国に対してすべての国及び地域が支払う到着料（M郵袋及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、後発開発途上国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める重量一キログラムにつき三・七二七SDRの料率の十六・五パーセント分増額される。後発開発途上国間におけるこのようない支払は、行わない。

2　万国郵便連合の加盟国及び連合に属する地域は、自国又は当該地域において追加の資金が必要であると認められるために、十分な根拠を有する請求を管理理事会に提出することができる。国際連合開発計画の基本財源の割当てを受ける国（MCARB1）に分類された国（旧開発途上国）は、後発開発途上国と同じ条件で業務の質を改善するための基金（以下「基金」という。）より資金の供与を受けるために管理理事会に申請書を提出することができる。また、国際連合開発計画により純拠出國に分類された国は、MCARB1の国と同じ条件で基金より資金の供与を受けるために管理理事会に申請書を提出することができ。この条の規定に基づいて基金より資金の供与を受けることが認められた場合には、申請書は、管理理事会が決定した日の属する年の翌年の一月一日に有効となる。管理理事会は、いずれかの国が基金との関連で後発開発途上国又は場合によりMCARB1の対象となる国とみなすことができるか否かについて、

厳格な評価の基準に基づき、当該申請書を評価し、決定を行う。管理理事会は、毎年、万国郵便連合の加盟国及び連合に属する地域の表を再検討し、最新のものとする。

3 国際連合開発計画によりM C A R B 1の国（後発開発途上国を除く。）に分類された国及び地域に対し大会議において到着料の適用上先進国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、M C A R B 1の国（後発開発途上国を除く。）における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める重量一キログラムにつき三・七二七SDRの料率の八パーセント分増額される。

4 大会議において到着料の適用上開発途上国に分類された国及び地域（1及び3に規定する開発途上国を除く。）に対し当該大会議において到着料の適用上先進国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める重量一キログラムにつき三・七二七SDRの料率の一パーセント分増額される。

5 M C A R B 1の国及び地域は、後発開発途上国又は低所得国そのための地域的な又は多数国間の計画により、自国の業務の質を改善するよう努めることができる。これらの計画は、基金を通じてその資金調達に

貢献するすべての締約国に直接利益になるものとする。

6 地域的な計画は、特に、開発途上国における万国郵便連合の業務の質の改善のための計画の実施及び原価計算制度の導入を促進するものとすべきである。郵便業務理事会は、これらの計画の資金調達のための手続を遅くとも二千六年までに採択する。

第三十二条 繼越料

1 二の郵政局の間又は同一国の二の郵便局の間で他の郵政局の業務（第三国業務）の仲介によつて交換される閉袋及び開袋継越郵便物については、継越料を支払う。継越料は、陸路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務の実施に対する報酬とする。

第二章 その他の規定

第三十三条 航空運送料に関する基本料金率及び規定

1 航空運送に関する勘定の郵政局間の決済について適用する基本料金率は、郵便業務理事会が承認する。当該基本料金率は、通常郵便に関する施行規則に定める方式に従つて国際事務局が計算する。

2 閉袋並びに開袋継越しの優先郵便物、航空通常郵便物及び航空小包の航空運送料の計算並びに差引計算

方法については、通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則に定める。

3 全航空運送距離に係る運送料は、次の郵政庁が負担する。

3.1 閉袋（一又は二以上の仲介郵政庁により継ぎ越される閉袋を含む。）については、差出国の郵政庁

3.2 開袋継越しの優先郵便物及び航空通常郵便物（誤送されたものを含む。）については、これらを他の郵政庁に引き渡す郵政庁

4 3の規定は、陸路又は海路の継越料を免除される郵便物についても、これらの郵便物が航空路によつて送達される場合には、適用する。

5 名あて郵政庁は、自国内で国際郵便物の航空運送を行う場合には、これに利用する航空運送路の加重平均距離が三百キロメートルを超えることを条件として、当該運送に係る追加の費用の償還を請求する権利を有する。郵便業務理事会は、加重平均距離に代えて他の関連する基準を用いることができる。当該費用は、その免除について取決めがある場合を除くほか、外国から到着するすべての優先閉袋及び航空閉袋につき、これらの閉袋に包有される郵便物が航空路によつて継送されるか否かを問わず、均一とする。

6 もつとも、名あて郵政庁が徴収する到着料が特別に自己の費用又は内国料金を基礎とするものである場

合には、国内航空運送に係る追加の費用の償還は行われない。

7 名あて郵政庁は、加重平均距離を計算するに当たっては、特別に自己の費用又は内国料金を基礎として到着料が計算されるすべての閉袋の重量を考慮に入れないと。

第三十四条 小包郵便の陸路割当料金及び海路割当料金

1 二の郵政庁の間で交換される小包については、小包郵便に関する施行規則に定める小包一個当たりの基本料金率及び閉袋の総重量一キログラムごとの基本料金率を適用して計算した到着の陸路割当料金を課する。

1.1 郵政庁は、1に規定する基本料金率を考慮して、小包郵便に関する施行規則に従い、小包一個当たりの追加の料金及び重量一キログラムごとの追加の料金を請求することができる。

1.2 1及び1.1に規定する陸路割当料金については、小包郵便に関する施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の郵政庁が負担する。

1.3 到着の陸路割当料金は、各國の全領域について均一とする。

2 二の郵政庁の間又は同一国の一の郵便局の間で他の郵政庁の陸運業務によつて交換される小包について

は、当該陸運業務に参加する国ため、小包郵便に関する施行規則に定める距離段階に応じた継越しの陸路割当料金を課する。

2.1 仲介郵政庁は、開袋継越し小包につき一個ごとに、小包郵便に関する施行規則に定める单一の陸路割当料金を請求することができる。

2.2 繰越しの陸路割当料金については、小包郵便に関する施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の郵政庁が負担する。

3 自国の海運業務提供者が小包の海路運送に参加する国は、海路割当料金を請求することができる。この海路割当料金については、小包郵便に関する施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の郵政庁が負担する。

3.1 海路割当料金は、利用される各海運業務提供者につき、小包郵便に関する施行規則に距離段階に応じて定める。

3.2 郵政庁は、3.1の規定に従つて計算される海路割当料金をその五十パーセントを限度として引き上げることができる。郵政庁は、自己の裁量により、海路割当料金を引き下げることができる。

第三十五条 繼越料、航空運送料及び割当料金の額を定めることについての郵便業務理事会の権限

1 郵便業務理事会は、この条約の施行規則に定める条件に従い、郵政庁が支払う次の継越料、航空運送料及び割当料金を定める権限を有する。

1.1 一又は二以上の仲介国による通常郵便の閉袋の取扱い及び運送のための継越料

1.2 航空郵便物に適用する基本料金率及び航空運送料

1.3 到着小包の取扱いのための到着の陸路割当料金

1.4 仲介国による小包の取扱い及び運送のための継越しの陸路割当料金

1.5 小包の海路運送のための海路割当料金

2 改正は、業務を実施する郵政庁に公平な報酬を確保する方法により、信頼し得るかつ代表的な経済上及び財務上のデータに基づくものとする。決定された改正は、郵便業務理事会が定める日に効力を生ずる。

第四部 最終規定

第三十六条 この条約及びその施行規則に関する議案の承認の条件

1 この条約に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、投票権を有する加盟

国であつて出席し、かつ、投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、大会議に代表を出している加盟国であつて投票権を有するものの二分の一以上が出席していなければならぬ。

2 通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則に関する議案は、実施されるためには、投票権を有する郵便業務理事会の理事国の過半数による議決で承認されなければならない。

3 この条約及びその最終議定書に関する議案であつて大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

3.1 改正に関する議案については、投票権を有する連合加盟国の一三分の一以上の投票を条件として投票の三分の一以上

3.2 規定の解釈に関する議案については、投票の過半数

4 3.1の規定にかかわらず、加盟国は、提案された改正がその国内法令に適合しない場合には、当該改正の通報の日から起算して九十日以内に、当該改正を受諾することができない旨の書面による宣言を国際事務局長に行うことができる。

第三十七条 大会議の際に提出される留保

- 1 連合の趣旨及び目的と両立しないすべての留保は、認められない。
- 2 原則として、自国の見解が他の加盟国によつて受け入れられない加盟国は、できる限り、多数の意見に従うよう努める。留保については、絶対に必要な場合にのみ付するものとし、適切な方法により正当な理由を提出する。
- 3 この条約に対する留保は、大会議内部規則の関係規定に従い、国際事務局の業務用言語のいずれか一の言語による書面により議案として大会議に提出する。
- 4 留保に関する議案は、留保が関係する規定を修正し、有効なものとなるためには、過半数によりそれぞれ承認されなければならない。
- 5 留保は、原則として、留保を付した加盟国と他の加盟国との間において、相互主義に基づいて適用する。
- 6 この条約に対する留保については、大会議の承認した議案に基づきこの条約の最終議定書に規定する。

第三十八条 この条約の効力発生及び有効期間

1 この条約は、二千六年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託されるこの条約の本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千四年十月五日にブカレストで作成した。

万国郵便条約の最終議定書

下名の全権委員は、本日付けで作成された万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。

第一条 郵便物の所属、取戻し及びあて名の変更又は訂正

1 条約第五条1及び2の規定は、アンティグア・バーブーダ、バーレーン王国、バルバドス、ベリーズ、ボツワナ、ブルネイ・ダルサラーム国、カナダ、香港、ドミニカ、エジプト、斐イジー、ガンビア、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、英國の海外領土、グレナダ、ガイアナ、アイルランド、ジャマイカ、ケニア、キリバス、クウェート、レソト、マレーシア、マラウイ、モーリシャス、ナウル、ナイジエリア、ニュージーランド、ウガンダ、パプアニューギニア、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ソロモン諸島、サモア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スワジランド、タンザニア連合共和国、トリニダード・トバゴ、ツバル、バヌアツ及びザンビアについては、適用しない。

2 条約第五条1及び2の規定は、受取人が自己あての郵便物の到着の通知を受けた後においては差出人の

請求による通常郵便物の取戻し又はあて名変更を認めないことを法令に定めるオーストリア、デンマーク及びイラン・イスラム共和国についても、適用しない。

3 条約第五条1の規定は、オーストラリア、ガーナ及びジンバブエについては、適用しない。

4 条約第五条2の規定は、差出人の請求による通常郵便物の取戻し又はあて名変更を認めないことを法令に定めるバハマ、イラク、ミャンマー及び朝鮮民主主義人民共和国については、適用しない。

5 条約第五条2の規定は、アメリカ合衆国については、適用しない。

6 オーストラリアは、自国の法令に適合する場合に限り、条約第五条2の規定を適用する。

7 エルサルバドル、パナマ共和国、フィリピン、コンゴ民主共和国及びベネズエラは、受取人が通関を請求した後に小包を返送することは自国の税関規則に抵触するため、条約第五条2の規定にかかわらず、その返送をしないことができる。

第二条 料金

1 オーストラリア、カナダ及びニュージーランドの郵政庁は、この条約の施行規則に定める料金以外の郵便料金が自国の法令に適合する場合には、条約第六条の規定にかかわらず、これを徴収することができ

る。

第三条 点字郵便物についての郵便料金の免除に対する例外

1 インドネシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島及びトルコの郵政庁は、内国業務につき点字郵便物について郵便料金の免除を認めていないので、条約第七条の規定にかかわらず、同条に規定する普通料金及び特別業務に関する料金を徴収することができる。ただし、当該普通料金及び特別業務に関する料金の額は、自国の内国業務についてのこれらの料金の額を超えることができない。

2 ドイツ、アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリア、カナダ、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、日本国及びイスラの郵政庁は、条約第七条の規定にかかわらず、自国の内国業務につき点字郵便物について適用している特別業務に関する料金を徴収することができる。

第四条 基礎業務

1 オーストラリアは、条約第十二条の規定にかかわらず、小包郵便業務を基礎業務に含めることを認めない。

2 条約第十二条^{2,4}の規定は、自国の法令がより低い重量制限を課しているグレート・ブリテンについて

は、適用しない。グレート・ブリテンにおける健康及び安全に関する法令は、郵袋の重量を二十キログラムに制限している。

第五条 小形包装物

1 アフガニスタンの郵政庁は、条約第十二条の規定にかかわらず、自国あての及び自國から発送する小形包装物の重量制限を一キログラムとすることができる。

第六条 受取通知

1 カナダの郵政庁は、その内国制度において小包に対する受取通知の業務を行っていないため、条約第十三条³の規定を小包について適用しないことができる。

第七条 国際郵便料金受取人払業務

1 ブルガリア共和国の郵政庁は、条約第十三条⁴の規定にかかわらず、関係郵政庁と交渉を行った後、国際郵便料金受取人払業務を確保する。

第八条 通常郵便に関する禁制

1 レバノン及び朝鮮民主主義人民共和国の郵政庁は、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、

旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留郵便物を引き受けない。また、これらの郵政庁は、ガラス製品又は壊れやすい物品を包有する書留郵便物及び通常郵便物の盗取又は損傷の場合の責任に関しては、通常郵便に関する施行規則を厳格に遵守する義務を負わない。

2 サウジアラビア、ボリビア、中華人民共和国（香港特別行政区を除く。）、イラク、ネパール、パキスタン、スー・ダン及びベトナムの郵政庁は、例外的に、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留郵便物を引き受けない。

3 ミャンマーの郵政庁は、自国の国内法令に抵触するため、条約第十五条6に規定する貴重品を包有する保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

4 ネパールの郵政庁は、特別の取決めがない限り、紙幣又は硬貨を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない。

5 ウズベキスタンの郵政庁は、硬貨、銀行券、小切手、郵便切手又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又

は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

6 イラン・イスラム共和国の郵政庁は、イスラム教の原理に反する物品を包有する通常郵便物を引き受けない。

7 フィリピンの郵政庁は、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

8 オーストラリアの郵政庁は、地金又は紙幣を包有する通常郵便物を引き受けない。また、同郵政庁は、宝石、貴金属、珠玉、証書、硬貨その他譲渡可能な有価証券のような貴重品を包有する自国あての書留郵便物又は開袋継越通常郵便物を引き受けない。同郵政庁は、このような留保に反して差し出された郵便物について責任を認めない。

9 中華人民共和国の郵政庁は、香港特別行政区を除くほか、自国の国内法令に従い、硬貨、銀行券、紙幣、持参人払有価証券又は旅行小切手を包有する保険付通常郵便物を引き受けない。

10 ラトビア及びモンゴルの郵政庁は、自国の国内法令に抵触するため、硬貨、銀行券、持参人払有価証券

及び旅行小切手を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

11 ブラジルの郵政庁は、通用している硬貨及び銀行券並びに各種の持参人払有価証券を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

12 ベトナムの郵政庁は、物品を包有する書状を引き受けない権利を留保する。

第九条 小包郵便に関する禁制

1 ミャンマー及びザンビアの郵政庁は、自己の規則に抵触するため、条約第十五条^{6.1.3.1}に規定する貴重品を包有する保険付小包を引き受けないことができる。

2 レバノン及びスー丹の郵政庁は、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包並びに液体、液化しやすい物、ガラス製品及びこれらと同様の物品並びに壊れやすい物品を包有する小包を引き受けない。これらの郵政庁は、小包郵便に関する施行規則の関連規定を遵守する義務を負わない。

3 ブラジルの郵政庁は、通用している硬貨及び紙幣並びに各種の持参人払有価証券を包有する保険付小包

を引き受けることが自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。

4 ガーナの郵政庁は、通用している硬貨及び紙幣を包有する保険付小包を引き受けることが自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。

5 サウジアラビアの郵政庁は、条約第十五条に定める物品に加えて、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包を引き受けない。また、同郵政庁は、権限のある当局が発行する処方せんが添付されていない各種の薬品、消火のための製品、液状の化学物質又はイスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けない。

6 オマーンの郵政庁は、条約第十五条に定める物品に加えて、次のものを包有する小包を引き受けない。

6.1 権限のある当局が発行する処方せんが添付されていない各種の薬品

6.2 消火のための製品及び液状の化学物質

6.3 イスラム教の原理に反する物品

7 イラン・イスラム共和国の郵政庁は、条約第十五条に定める物品に加えて、イスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けないことができる。

8 フィリピンの郵政庁は、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包並びに液体、液化しやすい物、ガラス製品及びこれらと同様の物品並びに壊れやすい物品を包有する小包を引き受けないことができる。

9 オーストラリアの郵政庁は、地金又は紙幣を包有する郵便物を引き受けない。

10 中華人民共和国の郵政庁は、硬貨、紙幣、持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工してない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する普通小包を引き受けない。また、同郵政庁は、香港特別行政区を除くほか、硬貨、紙幣、持参人払有価証券又は旅行小切手を包有する保険付小包を引き受けない。

11 モンゴルの郵政庁は、自国の国内法令に従い、硬貨、銀行券、持参人払有価証券及び旅行小切手を包有する小包を引き受けない権利を留保する。

12 ラトビアの郵政庁は、硬貨、銀行券、各種の持参人払有価証券（小切手）又は外国為替を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けない。同郵政庁は、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

第十条 関税を課される物品

- 1 バングラデシュ及びエルサルバドルの郵政庁は、条約第十五条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する保険付郵便物を引き受けない。
- 2 アフガニスタン、アルバニア、アゼルバイジヤン、ベラルーシ、カンボジア、チリ、コロンビア、キューバ、エルサルバドル、エストニア、イタリア、ラトビア、ネパール、ウズベキスタン、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、サンマリノ、トルクメニスタン、ウクライナ及びベネズエラの郵政庁は、条約第十五条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状及び書留書状を引き受けない。
- 3 ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール共和国、ジブチ、マリ及びモーリタニアの郵政庁は、条約第十五条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状を引き受けない。
- 4 1から3までの規定にかかわらず、血清、ワクチン及び緊急の必要性があり、かつ、入手が困難な医薬品を包有する郵便物は、いかなる場合にも差出しを認められる。

第十一条 調査請求

- 1 サウジアラビア、ブルガリア共和国、カーボヴェルデ、エジプト、ガボン、英國の海外領土、ギリシャ、

イラン・イスラム共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、スー丹、シリア・アラブ共和国、チャド、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアの郵政庁は、条約第十七条3の規定にかかわらず、通常郵便物のための調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

2 アルゼンチン、オーストリア、アゼルバイジヤン、スロバキア及びチエコ共和国の郵政庁は、調査請求に関する調査が完了した場合において、当該請求が正当とされないことが判明したときは、条約第十七条3の規定にかかわらず、特別料金を徴収する権利を留保する。

3 アフガニスタン、サウジアラビア、ブルガリア共和国、カーボヴェルデ、コンゴ共和国、エジプト、ガボン、イラン・イスラム共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、スー丹、スリナム、シリア・アラブ共和国、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアの郵政庁は、小包について調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

4 アメリカ合衆国、ブラジル及びパナマ共和国の郵政庁は、条約第十七条3の規定にかかわらず、1から3までの規定に基づいて料金を徴収する国において差し出される通常郵便物及び小包郵便物のための調査

請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

第十二条 通関料

- 1 ガボンの郵政庁は、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。
- 2 コンゴ共和国及びザンビアの郵政庁は、小包について通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

第十三条 外国における通常郵便物の差出し

- 1 アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリア、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、ギリシャ及びニュージーランドの郵政庁は、自己が発送しなかつた郵便物を条約第二十七条4の規定により自己に返送する郵政庁から、関連する作業に係る費用に相当する金額を徴収する権利を留保する。
- 2 カナダの郵政庁は、条約第二十七条4の規定にかかわらず、少なくとも関連する通常郵便物の取扱いに係る費用を回収することができる報酬を差出郵政庁から徴収する権利を留保する。
- 3 条約第二十七条4の規定は、名あて郵政庁が、差出郵政庁に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めている。オーストラリア及びグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国は、当該報酬の支払額を名あて国の同様の郵便物に適用される適切な内

国料金に制限する権利を留保する。

4 条約第二十七条4の規定は、名あて郵政庁が、差出郵政庁に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めてい。アメリカ合衆国、バハマ、バルバドス、ブルネイ・ダルサラーム国、中華人民共和国、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、英國の海外領土、グレナダ、ガイアナ、インド、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、オランダ、オランダ領アンティール及びアルバ、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、シンガポール、スリランカ、スリナム及びタイは、当該報酬の支払額を通常郵便に関する施行規則により大量郵便物について認められる限度に制限する権利を留保する。

5 ドイツ、サウジアラビア、アルゼンチン、オーストリア、ベナン、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、キプロス、コートジボワール共和国、デンマーク、エジプト、フランス、ギリシャ、ギニア、イスラエル、イタリア、日本国、ヨルダン、レバノン、ルクセンブルク、マリ、モロッコ、モーリタニア、モナコ、ノルウェー、ポルトガル、セネガル、シリア・アラブ共和国及びトーゴは、4に規定する留保にかかわらず、連合加盟国から受領する郵便物について、条約第二十七条の規定を完全に適用する権利を留

保する。

6 ドイツの郵政庁は、条約第二十七条4の規定の適用のため、差出人の居住国の郵政庁から受領すべきであつた額に相当する額の補償金を郵便物の差出国の郵政庁に請求する権利を留保する。

7 中華人民共和国は、この条の留保にかかわらず、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達についての支払額を、万国郵便条約及び通常郵便に関する施行規則により大量郵便物について認められる限度に制限する権利を留保する。

第十四条 到着の例外的陸路割当料金

1 アフガニスタンの郵政庁は、条約第三十四条の規定にかかわらず、小包一個ごとに七・五〇ＳＤＲの到着の例外的陸路割当料金を追加して徴収する権利を留保する。

第十五条 特別料金率

1 アメリカ合衆国、ベルギー及びノルウェーの郵政庁は、航空小包に対し、平面路小包に対する陸路割当料金よりも高い額の陸路割当料金を徴収することができる。

2 レバノンの郵政庁は、重量一キログラムまでの小包に対し、重量一キログラムを超える三キログラムまで

の小包に適用する料金を徴収することができる。

3 パナマ共和国の郵政庁は、航空路によつて継越運送が行われる平面路小包（S A L 小包）に対しては、重量一キログラムごとに〇・一一〇 S D R を徴収することができる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、これらの規定が条約中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの最終議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千四年十月五日にブカレストで作成した。